

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う経過措置について  
 ～水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料～

上下水道課

1 趣旨

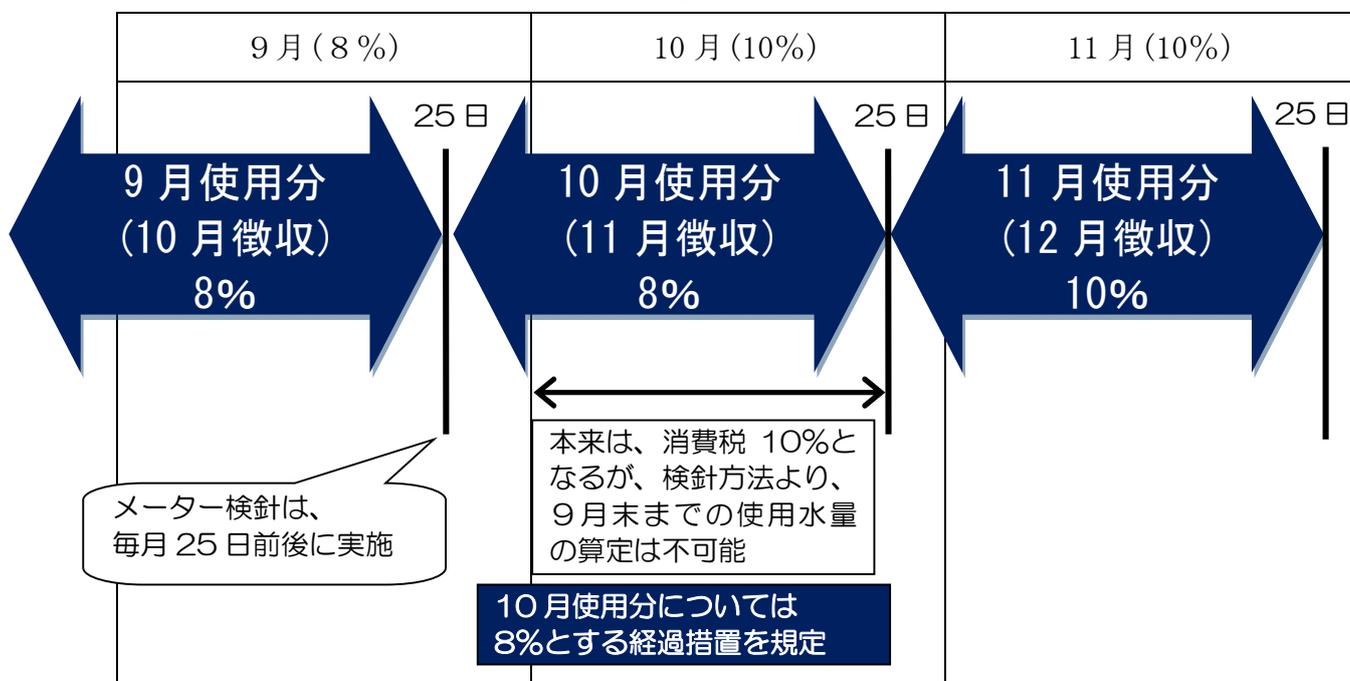
消費税率及び地方消費税率が平成31年(2019年)10月1日より10%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料について利用者に有利な方向に経過措置を定める。

[経過措置の条文]

施行日から平成31年10月31日までの間で計算する使用水量にかかる使用料については、なお従前の例による。

2 経過措置における料金算定の考え方

例：メーター検針による上水道料金算定



(1) 水道料金

- ア 10月使用分 > 消費税率8% [11月徴収]
- イ 11月使用分 > 消費税率10% [12月徴収]

(2) 下水道・農業集落排水処理施設使用料

- ア 10月使用分 > 消費税率8% [12月徴収]
- イ 11月使用分 > 消費税率10% [1月徴収]

※料金算定については、人数制(一般家庭)と従量(メーター)制と混在していることから、公平化を図るため従量制の算定方法に統一

(3) 10月1日以降の新規使用者の使用料

10月使用分は消費税率8%として算出(継続使用者と同等扱い)